

# 第 30 回 U B E ビエンナーレプロモーション業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、「第 30 回 U B E ビエンナーレプロモーション業務」を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1)業務の名称

第 30 回 U B E ビエンナーレプロモーション業務

### (2)業務内容

第 30 回 U B E ビエンナーレプロモーション業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3)業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### (4)委託料上限額

11,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 3 実施スケジュール

内 容	日 程	備 考
プロポーザル公募開始 参加表明書・質問書受付開始	令和 6 年 4 月 19 日（金）	市ウェブサイト掲載
現地説明会	令和 6 年 4 月 25 日（木） 13 時	集合場所：UBE ビエンナーレ彫刻の丘
質問書の提出期限	令和 6 年 4 月 30 日（火） 17 時	電子メールで提出
質問に対する回答期日	令和 6 年 5 月 2 日（木）までに通知	市ウェブサイト掲載
参加表明書の提出期限	令和 6 年 5 月 8 日（水） 17 時	郵送又は持参で必着
参加決定通知の送付	令和 6 年 5 月 9 日（木）	電子メールで通知
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 5 月 24 日（金） 17 時	郵送又は持参で必着
プレゼンテーションの実施	令和 6 年 5 月 28 日（火） 予定	詳細は別途通知
受託候補者選定委員会	令和 6 年 5 月 28 日（火） 予定	詳細は別途通知
選定結果通知	令和 6 年 6 月上旬 予定	結果は別途通知
委託協議	令和 6 年 6 月上旬 予定	
契約締結	令和 6 年 6 月上旬 予定	

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2)市における競争入札の参加を制限されない者であること。

- (3)法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (4)暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5)政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

## 5 公募に対する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

- (1)提出書類 質問書【様式 1】
- (2)提出期限 令和 6 年 4 月 30 日（火）17 時までに必着
- (3)質問方法 質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、開封確認を付した電子メールにより「11 担当部署」へ提出すること。なお、電子メールの送信後開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。
- (4)回答方法 質問に対する回答は、令和 6 年 5 月 2 日（木）までに、市ウェブサイトに掲載する。

## 6 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1)提出書類及び提出部数
  - ア 参加表明書【様式 2】 1 部
  - イ 業務実績書【様式 3】 1 部※本業務と同種関連事業の実績を記載すること。
- (2)提出期限 令和 6 年 5 月 8 日（水）17 時必着
- (3)提出方法 「11 担当部署」へ開封確認を付した電子メールにて提出すること。
- (4)参加辞退 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに「11 担当部署」に電話連絡の上、参加辞退届【様式 4】を電子メールに添付して提出すること。この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

## 7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

※A4 サイズに統一して提出すること。

- (1)提出書類
  - ア 企画提案書等提出届【様式 5】
  - イ 業務実施体制表【様式 6】
  - ウ 企画提案書【任意様式】
  - エ 業務スケジュール【任意様式】
  - オ 見積書【任意様式】※仕様書の各委託項目について、それぞれ具体的な積算根拠を示すこと。

※消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

(2)提出期限 令和6年5月24日(金)17時必着

(3)提出方法 紙媒体とデータの両方を提出すること。

ア 紙媒体：「11 担当部署」へ郵送又は持参すること。

※郵送の場合は、必ず担当部署に電話で到着を確認すること。

イ データ：「11 担当部署」へ電子メールに添付して提出すること。

(4)紙媒体の提出部数 4部

## 8 審査方法

提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最も的確な事業者を選定するため、「UBEビエンナーレプロモーション業務プロポーザル審査委員会」によるプレゼンテーション審査を実施する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

### (1)審査

提出書類及び企画提案者によるプレゼンテーションについての審査を実施する。なお、企画提案者が1者の場合であっても実施する。

ア 日時・場所

令和6年5月28日(火) (予定)

イ 所要時間

30分(準備5分、プレゼンテーション15分、質疑応答10分)

ウ 評価基準

別表「評価基準」のとおり

エ 受託候補者の決定

評価点(各審査員の評価の平均点)が60点以上を得たものの中から、最も評価点が高い提案をしたものを最優秀提案者、次点者を優秀者として受託候補者とする。

### (2)審査結果の通知

令和6年6月上旬に、全ての企画提案者に審査結果を文書で通知する。

### (3)審査結果の公表

令和6年6月上旬に、受託候補者を、市ウェブサイトにて公表する。

## 9 契約締結

本市と受託候補者(最優秀提案者を優先とする。)が協議を行い、協議成立後、正式な受託者として決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約を締結することを原則とする。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

## 10 その他留意事項

(1)本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2)本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(3)企画提案書等については、受託候補者の選定のために使用するものとし、原則公開しないが、情報

公開請求があった場合、宇部市情報公開条例(平成 12 年条例第 3 号)に基づき公開することがある。

(4)次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
- イ 応募書類が提出期限までに提出されなかった場合
- ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合
- エ 選定の公平性を害する行為があった場合
- オ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## 1 1 担当部署

(1)名 称 宇部市観光スポーツ文化部文化振興課UBEビエンナーレ推進係

(2)所在地 〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

(3)連絡先 電 話：0836-34-8562

E-mail：museum@city.ube.yamaguchi.jp

(別紙)

第 30 回 UBE ビエンナーレプロモーション業務委託に係る  
公募型プロポーザル評価基準

審査項目		評価基準	提出書類	評価点
運営	実績	業務を円滑かつ安定的に実施できる十分な同種業務実績を有しているか。	業務実績書 【様式 3】	10
	体制	業務履行に向けた適正な人員・業務の実施体制が確保されているか。	業務実施体制表 【様式 4】	10
企画	実施能力	第 30 回 UBE ビエンナーレへの来場者の増加が見込める内容となっているか。	企画提案書	15
		UBE ビエンナーレ及び野外彫刻の魅力が伝わる内容となっているか。		15
		20 代～40 代の世代に訴求する内容となっているか。		15
		その他の提案事項として、積極的な提案がなされており、その内容は優れているか。		15
	計画性	業務を着実に進められるスケジュールであるか。		10
費用対効果	見積額の積算が妥当で、費用対効果が見込めるか。	見積書	5	
理解度・意欲	プレゼンテーションにおいて、業務の目的や使命を理解し、積極的に取り組む意欲・姿勢が伺えるか。	プレゼンテーション	5	
合計				100